

# 文化財保存修復学会 第35回大会開催業務委託要項

平成24年12月3日  
一般社団法人文化財保存修復学会  
理事長 三浦定俊

## 1. 趣 旨

文化財保存修復学会（以下「学会」という）会員の最新の研究成果及び情報発信の場として、また、保存修復の在り方に向けて活発な議論の場として、第35回大会を、東北大学百周年記念会館川内萩ホールにおいて平成25年7月20—21日に開催する。口頭発表及びポスター発表等を中心に実り多い議論を通して、この分野の発展に資することを目的として大会を開催するために下記のとおり、委託業務の企画を公募する。

## 2. 委託業務の内容

大会実行委員会の事務局業務を行う。なお、業務の範囲は下記の通りとし、実行委員会ならびに学会事務局との密な連絡のもとに実施すること。

- (1) 大会運営にかかる業務遂行に関する企画・立案
- (2) 会員、大会出席者及び機器展示企業等との連絡調整
- (3) 大会会場との連絡調整、会場設営、必要機材等の手配
- (4) 研究発表の受付、演題集計整理
- (5) 研究発表者、座長との連絡調整窓口
- (6) 大会開催案内、研究発表プログラム、研究発表要旨集の印刷・印刷手配
- (7) 大会登録料の徴収・管理
- (8) 大会進行業務
- (9) 総会開催時の補助
- (10) 大会前日に開催される特別行事实施にかかる補助業務
- (11) 業務完了報告書等の作成
- (12) その他大会開催に必要な業務

## 3. 業務の委託

上記2. について、実施・運営業務等を円滑に実施することができる団体等。

## 4. 委託期間

委託事業の実施期間は、委託を受けた日から業務完了の日または支出清算が完了した平成25年9月30日までとする。

## 5. 委託手続き

- (1) 団体等が業務の委託を受けようとする時は、業務計画書等を学会に提出すること。
- (2) 学会は、上記により提出された業務計画書等の内容を検討し、内容が適切であると認めた場合、団体等に対して業務を委託する。

## 6. 委託経費

- (1) 学会は、予算の範囲内で実施に要する経費（賃金・旅費・借損料・消耗品・印刷費・会議費・通信運搬費・雑役務費・一般管理費）を委託経費として支出する。
- (2) 大会登録料（会員及び非会員）は大会運営経費にあて、委託経費の一部とする。
- (3) 大会の開催に当たり、機器展示企業から得た展示ブース使用料、研究発表要旨集に掲載する広告掲載料等は大会運営経費にあて、委託経費の一部とする。
- (4) 学会は、団体等が本契約に定めを違反したり、委託業務の遂行が困難であると認められた時は契約の解除や経費の全部又は一部について返還を命じることができる。

## 7. 業務完了の報告

団体等は、業務が完了したとき（契約を解除したときを含む）は、委託業務完了（廃止）報告書を作成し、支出明細領収書等を添付の上、終了した日から30日を経過した日までに、学会に提出しなければならない。

## 8. 委託費の額の確定

- (1) 学会は、上記7より提出された委託業務完了報告書について調査・審査し、その内容が適切であると認めるときは、委託費の額を確定し、団体等へ通知するものとする。
- (2) 上記(1)の確定額は、業務に要した実支出額と委託契約額のいずれかの額とする。

## 9. その他

- (1) 学会は、団体等における業務が当該趣旨に反すると認められるときには、必要な是正措置を講ずるよう求める。
- (2) 学会は、委託業務の実施に当たり、団体等の求めに応じて指導・助言を行うと共に、その効果的な運営を図るため協力する。
- (3) 学会は、必要に応じ、本委託業務の実施状況及び経理処理状況について、実態調査を行うことができる。
- (4) 団体等は、委託業務の遂行によって知り得た事項についてはその秘密を保持しなければならない。
- (5) この要項に定める事項のほか、本事業の実施に当たり必要な事項については、別途定める。

以上